

### Q : 3 客室の種類、設備の表示について

利用予定の客室の種類、設備について、募集広告では表示を省略できるようになっていますが、あえて表示をする場合で、広告作成時点で客室の種類、設備が確定していない場合、以下のように表示することはできますか。

#### 1 客室の種類

- ①『和室』又は『和洋室』又は『洋室』
- ②部屋タイプ指定なし
- ③お部屋タイプは一任
- ④お部屋タイプは、当日チェック・インの際ご案内いたします。

#### 2 客室の設備

『バス・トイレなし』又は『バスなし・トイレ付』又は『バス・トイレ付』

### A :

#### 1 客室の種類についての表示

客室の種類について、説明書面では、客室の種類を表示し、客室の種類が洋室の場合は、種類の表示に加えて設備を明確に表示することとしており、客室の種類を表示については、国内旅行にあつては、和室、洋室、和洋室の別を表示することとし、国内、海外を問わず、洋室については少なくともシングル、ダブル、ツイン、トリプルの別を表示することとなっています。

なお、募集広告では表示を省略できる項目を、あえて表示する場合は、説明書面と同様に表示する必要があるとしています。

以上のことから、ご質問の例では①～④いずれの表示も認められません。

ただし、和洋室の場合は、和室・洋室、両方の機能が備わっているので、『和室』又は『和洋室』、『洋室』又は『和洋室』との表示は『可』としています。

#### 2 客室の設備についての表示

客室の設備は、洋室の場合には、バス・トイレの設備の有無について表示し、その場合、バスルームにバスタブがなくシャワーのみのときは、その旨を表示することとなっており、それらが特定できない場合は、次の例により下位の条件を前提として表示することとしています。

**【表示例】**

①客室にはトイレはついておりません。お客様によってはトイレ付きの客室となる場合がありますが予めお客様がトイレ付の客室を指定することはできません。

②客室のバスルームはシャワーのみです。お客様によってはバスタブ付きの客室となる場合があります

以上のようなことから、ご質問のような表示はできません。

**【規則第5条（2）イ、運用基準2（23）、（24）】**